様式第１（第３条関係）（表面）

**特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書**

年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 福 井 市 長　殿 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 |  |  |

　　水質汚濁防止法第５条第１項、第２項又は第３項（第６条第１項又は第２項、第７条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 | |  | ※整理番号 |  |
| 工場又は事業場の所在地 | |  | ※受理年月日 | 年　月　日 |
| 第５条第１項関係 | 特定施設の種類 |  | ※施設番号 |  |
| 有害物質使用特定施設の  該当の有無 | 有　□　　　無　□ | ※審査結果 |  |
| △特定施設の構造 | 別紙１のとおり。 | ※備考 |  |
| △特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。） | 別紙１の２のとおり。 |
| △特定施設の使用の方法 | 別紙２のとおり。 |
| △汚水等の処理の方法 | 別紙３のとおり。 |
| △排出水の汚染状態及び量 | 別紙４のとおり。 |
| △排出水の排水系統別の  汚染状態及び量 | 指定地域なし |
| △排出水に係る用水 及び排水の系統 | 別紙６のとおり。 |
| 第５条第２項関係 | 有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を地下に浸透させることはない。 | |

様式第１　（裏面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第５条第３項関係 | 有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別 | □　有害物質使用特定施設  □　有害物質貯蔵指定施設 |  |  |
| △有害物質使用特定施設又は 　有害物質貯蔵指定施設の構造 | 別紙12のとおり。 |
| △有害物質使用特定施設又は 　有害物質貯蔵指定施設の設備 | 別紙13のとおり。 |
| △有害物質使用特定施設又は有害 　物質貯蔵指定施設の使用の方法 | 別紙14のとおり。 |
| △施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 | 別紙15のとおり。 |

備考　１　特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。

　　　２　有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙１の２を提出することを要しない。

３ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

　　　４　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

　　　５　※印の欄には、記載しないこと。

　　　６　排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。

　　　７　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

　　　８　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙12

**有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工場又は事業場に  おける施設番号 |  |  |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 |  |  |
| 型式 |  |  |
| 構造 |  |  |
| 主要寸法 |  |  |
| 能力 |  |  |
| 配置 |  |  |
| 床面及び周囲 |  |  |
| 設置年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 工事着手予定年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 工事完成予定年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 使用開始予定年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 設置施設 |  |  |
| その他参考と  なるべき事項 |  |  |

備考　配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙13

**有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工場又は事業場に  おける施設番号 |  |  |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 |  |  |
| 設備 |  |  |
| 構造 |  |  |
| 主要寸法 |  |  |
| 配置 |  |  |
| 設置年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 工事着手予定年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 工事完成予定年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 使用開始予定年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| その他参考と  なるべき事項 |  |  |

備考　配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙14

**有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工場又は事業場に  おける施設番号 |  |  |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 |  |  |
| 設置場所 |  |  |
| 操業の系統 |  |  |
| 使用時間間隔 |  |  |
| １日当たりの使用時間 |  |  |
| 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び１日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。） |  |  |
| 貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。） |  |  |
| その他参考と  なるべき事項 |  |  |

備考　有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び１日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙15

**用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。） |  | | |
| 用途別用水使用量 | 用途 | 使用水 | 用水使用量(㎥／日) |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考　有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

別添１

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る設備の一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場における施設番号 | 施設名称 | 有害物質の種類 | 設備名 | 構造  基準 | 点検頻度 | 点検方法 | 点検内容 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考

１　構造基準にはＡ・Ｂ・Ｃのいずれかを記入すること。

Ａ基準（新設の基準）  
：水質汚濁防止法施行規則第８条の３～第８条の６で定める構造基準等

　　Ｂ基準（既存の基準）  
：水質汚濁防止法施行規則附則第３条～第６条で定める構造基準等

　　Ｃ基準（既存の基準　※平成27年5月31日まで、適用可能）  
：水質汚濁防止法施行規則附則第８条第１項で定める構造基準等

２　施設の使用の方法に関する管理要領及び点検計画等の資料を添付してください。